

**令和6年度島しょ型エネルギー社会基盤構築事業
(沖縄ハワイクリーンエネルギー協力推進事業) 業務委託
企画提案仕様書**

1. 委託業務の名称

令和6年度島しょ型エネルギー社会基盤構築事業（沖縄ハワイクリーンエネルギー協力推進事業）業務委託（以下、「業務」という。）

2. 履行期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

3. 業務目的

沖縄県とハワイ州が、令和3年5月に締結した「ハワイ州と沖縄県のクリーンエネルギー協力に関する覚書」（以下、「覚書」という。）に基づき、ハワイ州や関係団体等と連携し、技術交流や意見交換等の取組を通じて両地域のクリーンエネルギー導入拡大の推進に向けた業務を委託する者を選定するために、企画提案を募集する。

4. 業務内容

令和6年度の業務委託については、下記の業務内容を実施するものとする。

業務の実施に当たっては、本県のエネルギー計画である「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ（令和3年3月策定、令和4年3月改定）」の内容を踏まえつつ、イニシアティブで掲げる目標達成に向け、県の関連するエネルギー施策や民間事業者の取組等とも連携を図り、沖縄ハワイクリーンエネルギー協力の推進及び両地域のクリーンエネルギー導入拡大に向けた効果的な取り組みとすること。

なお、本仕様書におけるクリーンエネルギーとは、①再生可能エネルギー（太陽光、風力、バイオマス、水力、地熱、海洋再生エネルギー等）及び②次世代エネルギー（水素、アンモニア等）とし、天然ガス及び原子力は含まない。

(1) タスクフォース会議等の開催支援

実 施 項 目	事 業 内 容
<p>・タスクフォース会議等の開催支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本覚書による公的な意見交換会であるタスクフォース会議の開催に向け、①事前調整、②資料作成の支援、③当日の会議運営支援等を行う（Web会議等による調整、通訳及び翻訳業務（英語）を含む）。 ・沖縄県での現地開催を予定しているが、最終的な開催場所・方法については、ハワイ州と調整の上、決定する。 ・本覚書に関連するハワイ州との事務調整（年10回程度を想定）についても、随時Web会議等の設定や、通訳及び翻訳業務（英語）等を行う。
<p>・タスクフォース会議等における技術者の意見交換・技術交流の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同会議の中で、沖縄県、ハワイ州、日本国、米国等のエネルギー技術者等が意見交換や技術交流を行うことについて支援を行う（ハワイ州等との事前調整、資料の通訳・翻訳業務（英語）、HPへのアップ、開催の周知案内、開催後の記録作成、アンケート等を行う）。 ※技術者の意見交換や技術交流を同会議の中で行わず、別途意見交換等を行う機会を設ける場合はその支援を行う。 ・タスクフォース会議等の参加者及び発表者について、ハワイ州と調整の上、選定及び調整を行う。 ※現地開催の場合、渡航に係る費用や手配は原則参加者負担とする。 ・技術者の意見交換や技術交流に係る成果物については、発表者等の了承を得た上で、Web等を活用して周知するなど、効果的な展開等を行う。

(2) クリーンエネルギー導入拡大に向けた技術交流の促進

実施項目	事業内容
<p>・クリーンエネルギー導入拡大に向けた技術交流の促進</p>	<p>・両地域のクリーンエネルギー導入拡大を推進するため、下記の実施を行う。特に、本県の再エネ導入拡大において、先進地域であるハワイの実施や技術等を取り入れるため、県内民間事業者等がハワイと技術交流を積極的に行うことができるようにするための事前調査、調整、(言語の違い等の)課題解決のためのサポートを行う。</p> <p>① ハワイ州及びハワイのエネルギー事業者の実施等について、ヒアリング等により情報収集する。</p> <p>② ハワイとのクリーンエネルギー技術交流におけるニーズ及びシーズを把握するため、県内エネルギー事業者等(電力会社等を想定)のヒアリング等を行う。</p> <p>③ ①及び②を踏まえ、ハワイと本県のエネルギー事業者等において双方の技術者の派遣等も含めた交流の方法等について調整やサポートを行う。</p>

(3) ハワイ州等のエネルギー状況や取組に関する調査

実施項目	事業内容
<p>・ハワイ州におけるエネルギーに係る概況や取組等に関する調査</p>	<p>・ハワイ州のエネルギーに関する直近の状況について情報収集を行い、取りまとめること。</p> <p>(調査事項については、下記の実施を踏まえ、県と調整の上決定し、実状を踏まえながら可能な範囲で情報収集を図る)</p> <p><調査事項(案)></p> <p>①気候(日照時間や風況、塩害状況等について)</p> <p>②陸地面積及び人口(人口密度)</p> <p>③住民の平均的な年収(可処分所得)</p> <p>④電気料金</p>

	<p>⑤電源構成（エネルギー種別） ※再エネ種別の導入状況について言及すること</p> <p>⑥ハワイの電源比率の考え方 ※R P Sの算定方法について言及すること</p> <p>⑦ハワイ州が実施している税制優遇や補助制度などの取組</p> <p>⑧ハワイアン電力など民間事業者によるクリーンエネルギー設備導入を支援（促進）する取組</p> <p>⑨太陽光パネルや蓄電池、EV、FCV等のクリーンエネルギーに係る設備や商品の販売価格 ※設置に係る工事費や人件費等についても、可能な範囲で情報収集を図ること</p> <p>⑩水素・アンモニア発電の取組状況 ※サプライチェーンに関する状況についても併せて情報収集を行うこと</p> <p>⑪電気の系統安定に係る規制等</p> <p>⑫EV、FCVの導入状況 ※EV 充電器や水素ステーションの設置状況についても併せて情報収集を図ること</p> <p>⑬海洋再エネに関する動向</p> <p>⑭その他、本県のクリーンエネルギー導入拡大の参考となる事項</p>
--	---

(4) 議事録の作成

実施項目	事業内容
・議事録の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施にあたり行った打ち合わせについては受託者が議事録(要点とTODOのメモでよい)を作成し、打ち合わせに使用した資料と共に打ち合わせ議事録として、2部提出すること。 ・タスクフォース会議等の重要な会議についても議事録を作成して提出すること。

(5) 中間取りまとめ

実施項目	事業内容
・中間取りまとめ	・(1)～(4)について、令和6年10月までに、その時点の取組内容や成果を取りまとめ、中間報告書を提出すること(様式は任意)

5. 進捗報告及び業務の打ち合わせ

業務受託者は、契約期間内に月に1度は、進捗状況(委託費の執行状況報告も含む)等を商工労働部産業政策課へ報告する。

また、必要に応じて商工労働部産業政策課と業務打合せを実施する。

6. 成果物の提出

(1) 成果品

- | | |
|----------------|--|
| ① 成果報告書 | 概要版(日英)、フルバージョン(日本語)
各業務を1本の報告書に取りまとめ(各1部)
※業務内容(4)の議事録を含む |
| ② 成果報告書の電子ファイル | CD-R、DVD-R等で1部 |
| ③ 関連資料 | 別途指示のあった資料を提出 |

※成果品については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

ア 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、図・表等の集計前のExcelやCSVファイル(文字コード:UTF-8(BOM無し))等も併せて提出すること。

※構造化とは、ExcelやCSVファイルにある「列」や「行」の概念によって、どこにどのようなデータがあるか整理された状態のこと。

イ PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること(単なるスキャンデータや画像形式等、文字認識ができないファイルはオープンデータには不向きのため、必ず文字認識ができるデータ形式にて納品されるようにすること。)

また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。

ウ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

※成果品に係る著作権者人格権を行使しないこと。

※成果品の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。

(2) 納入先：沖縄県商工労働部 産業政策課

(3) その他：概要版及びフルバージョンの成果報告書については、沖縄県のホームページに掲載することを前提に作成を行うこと。

7. 再委託に関する事項

(1) 一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

<契約の主たる部分>

- ・ 契約金額の 50% を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

受託者は、本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

受託者は、本委託契約の履行にあたり、第三者に委任し、又は請け負わせる

ことのできる業務等の範囲は以下のとおりとし、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせる時はこの限りではない。

＜再委託ができる業務の範囲＞

- ・ アンケート実施に係る業務（調査票の配布・回収など）
- ・ 信用調査会社等からの企業データ購入及び関連する分析業務

＜その他、簡易な業務＞

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本（デザイン構成含む）
- ・ 原稿・データの入力及び集計

8. 対象経費

(1) 経費の内容

対象経費については、「令和6年度島しょ型エネルギー社会基盤構築事業（沖縄ハワイクリーンエネルギー協力推進事業分）業務委託 委託費積算基準」〔別紙1〕のとおりとする。

(2) 経費処理について

別途定める「令和6年度島しょ型エネルギー社会基盤構築事業（沖縄ハワイクリーンエネルギー協力推進事業分）業務委託 委託業務経理処理手引き」により、節減に努めつつ、効率的に業務を実施し、適正に経理処理を行うこと。

9. 連絡体制

受託者は、本事業の実施にあたって、連絡窓口となる担当者を置くこととし、円滑な調整が図れる体制を確保するものとする。

10. その他

- (1) 業務を円滑かつ効果的に実施することが可能な組織体制とすること。
- (2) 業務の実施にあたっては、沖縄県商工労働部産業政策課に対し少なくとも月1回程度進捗状況等を報告し、内容について随時確認をとりながら進めるものとする。

- (3) 採用された企画提案については、実施段階において、予算や諸事情により変更を協議することがある。
- (4) 業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。
- (5) 業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。ただし、本委託の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。
- (6) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (7) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施するものではない。
- (8) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県（商工労働部産業政策課）と協議すること。

令和 6 年度島しょ型エネルギー社会基盤構築事業（沖縄ハワイクリーンエネルギー
協力推進事業分）業務委託事業委託業務 委託費積算基準

1 委託費の範囲

経費算定の対象とする支出額は、委託期間内に発生し、かつ原則として委託期間内に支払われた経費とし、委託期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。

2 経費区分

本事業で計上できる経費は以下の通りとする。

経費項目	内容
I 直接人件費	
① 人件費	業務に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費 (正規雇用者と同等以上または一定の経験がある者を臨時雇用する場合は人件費に計上し、業務に必要な業務補助を行う補助員(アルバイト等)の賃金は事業費に計上すること。)
II 事業費	
① 補助員人件費	業務を行うために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
② 旅費	委託業務を実施するため特に必要とした旅費、滞在費、交通費
③ 謝金	事業を行うために必要な謝金(会議・委員会・シンポジウム・セミナー等に出席した外部専門家等に対する謝金等)
④ 使用料及び賃借料	委託業務の遂行にパソコン等のリース料、必要な会議、委員会、シンポジウム、セミナー等開催に要する経費
⑤ 消耗品費	業務を行うために必要な物品であって備品に属さないもの(ただし、本事業のみで使用されることが確認できるもの)の購入に要する経費
⑥ 印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
⑦ 通信運搬費	業務を行うために必要な郵送、運送、通信・電話料等に係る経費
⑧ その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの
III 一般管理費	業務を行うために必要な経費であって、本事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費 ((I. 人件費 + II. 事業費) × 10/100 以内で計上する(小数点以下切り捨て)) ※IV 再委託費に係る経費は除く
IV 再委託費 (外注費)	沖縄県との取り決めにおいて、受託事業者が本事業の一部を他者に行わせる(委任、準委任及び外注(請負契約)する)ために必要な経費 ※当該経費の算定にあたっては、上記 I、II の項目に準じて行う
V 消費税及び 地方消費税	上記 I ~ III の項目は、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を計上